

令和7年3月1日

訪問看護医療DX情報活用加算に伴う料金加算と ウェブサイト掲示について

2024年診療報酬改定に伴い、ほのか訪問看護ステーションにおきましては、オンライン資格確認により利用者様の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い訪問看護を提供できるように取り組んでおります。

これにより訪問看護医療DX情報活用加算として、定められた額（下記料金）を所定額に加算いたします。

（新） 訪問看護医療DX情報活用加算 （50円/月）

《訪問看護医療DX情報活用加算に係る施設基準》

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成4年厚生省令第5号）第1条に規定する電子情報組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。
3. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。
4. 掲示事項について、ウェブサイトに掲載していること。

ほのか訪問看護ステーション